

授業科目名	【G】 民法(総則)Ⅱ	区分 選択	開講年次	【G】2	単位数	【G】2		
科目区分	専門科目							
授業形態	オンライン授業(動画・音声配信型)							
担当形態	単 独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブタイトル	法律関係の主人公に関する様々なルール			担当者	手塚 一郎			
授業概要	概要	<p>《授業内容について》</p> <p>① この科目は、同じ担当者(手塚)による昨年度後期のオンライン開講科目「民法(総則)ⅠB」に続く内容を講義するものです。</p> <p>② 民法総則の前半部分(法律行為まで)の内容の理解を前提に、「代理」「時効」「法人」を主なテーマとして扱います。六法で条文を確認してもらいながら、教科書と事前配布資料に沿って講義を進めます。</p> <p>③ 受講の際には教科書・六法・資料を必ず手もとに用意してください。</p> <p>《授業運営について》</p> <p>① オンライン授業として開講(オンデマンド動画を配信)するため、Google Classroomをはじめとする各種システムの操作や、教材の印刷などを自分自身で行う必要があります。</p> <p>② 受講曜日や時間帯をある程度自由に決めることができますが、教室での対面授業と比べると自己管理を強く求められる場面が非常に多いため、計画的な学修が苦手な人や課題提出等の期限を厳守する自信がない人には受講をお勧めできません。</p>						
	到達目標	<p>この科目の最終的な到達目標は以下の3つ(3段階)です。</p> <p>① 講義内容に関する最低限の専門用語を修得すること。</p> <p>② 講義範囲の民法の条文に基づく主な制度がもつ意味や役割を理解すること。</p> <p>③ 裁判となったトラブルをイメージし、講義で説明されたルールに基づく解決までの流れを説明できるようになること。</p>						
履修条件	<p>① 「民法(総則)Ⅰ」の単位を修得済みであること。「民法(総則)Ⅰ」の単位未修得者による履修登録は開講後に削除します。</p> <p>※ この科目の履修登録が削除されても、他の科目を追加登録したり、その分の単位数を後期科目の履修登録に使うことはできません。</p> <p>② 他の先生が担当した「民法(総則)Ⅰ」とは連続性がありません。その点を十分に理解した上で履修登録をおこなってください。</p>							
アクティブ ラーニングの 方法	【○】	事前学習型	【○】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【○】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【-】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ ポリシーとの 関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との 関連性	以下の各科目と特に深く関連します。 「民法(物権)」「民法(担保物権)」「民法(契約)Ⅰ・Ⅱ」「民法(不法行為)」「民法(債権総論)Ⅰ・Ⅱ」							
教科書	<p>① 池田真朗『スタートライン民法総論(第3版)』(日本評論社、ISBN 978-4-535-52081-3)</p> <p>※ 昨年度後期のオンライン開講科目「民法(総則)ⅠB」の教科書をそのまま使えます。</p> <p>※ 最新の第4版を使っても構いませんが、授業内での教科書のページ番号指示などは第3版に基づいて行います。</p> <p>② 六法(出版社は問わないが、2024年版)</p>							
参考書	必修科目である「民法概論」の教科書として使用した野村豊弘『民事法入門』(有斐閣)も必要に応じて活用してください。							
評価方法	「確認テスト」と「理解度確認」の結果で評価します。評価割合は「確認テスト」が30%、「理解度確認」が70%です。							
フィードバック 方法	「確認テスト」は採点のうえ返却します。「理解度確認」は解答例や考え方の手がかりを提示することにより、授業外学修を支援します。授業内容に関する質問はメールやClassroomのコメント機能などで随時受け付け、個別に回答します。							
評価基準	受講の成果として、①講義内容に関する最低限の専門用語を修得できればC評価、さらに、②講義範囲の民法の条文に基づく主な制度がもつ意味や役割を理解できていればB評価、さらに、③裁判となったトラブルをイメージし、講義で説明されたルールに基づく解決までの流れを説明できるようになればA評価またはS評価とし、①に未到達の者はD評価またはE評価とします。「出欠確認」で欠席扱いが6回以上となった場合にはF評価とします。							

授業科目名	【G】 民法(総則)Ⅱ	区分	開講年次	【G】2	単位数	【G】2
		選択				
授業回数	授業内容					
1	民法(総則)Ⅰの復習 予習: 教科書1課～6課の再読、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
2	代理①代理の意義と構造 予習: 教科書7課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
3	代理②無権代理と表見代理[1]無権代理 予習: 教科書8課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
4	代理③無権代理と表見代理[2]表見代理 予習: 教科書8課の再読と語句・条文の再確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
5	無効・取消し 予習: 教科書9課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
6	条件・期限、住所・失踪 予習: 教科書10課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
7	理解度確認①と解説 予習: 第1回～第6回の講義内容の総復習(2時間) 復習: 理解度確認①の問題の再検討(自分の解答の点検)(2時間)					
8	期間の計算、時効①時効総論 予習: 教科書11課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
9	時効②取得時効 予習: 教科書12課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
10	時効③消滅時効 予習: 教科書12課の再読と語句・条文の再確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
11	法人①制度の概要と内部機関 予習: 教科書13課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
12	法人②法人の行為能力など 予習: 教科書13課の再読と語句・条文の再確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
13	民法総論①民法典の沿革など 予習: 教科書1課の再読と語句・条文の再確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
14	民法総論②民法学習のポイントなど 予習: 教科書14課の通読と語句・条文の確認、資料の確認(2時間) 復習: 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(2時間)					
15	理解度確認②と解説 予習: 第1回～第6回、第8回～第14回の講義内容の総復習(2時間) 復習: 理解度確認②の問題の再検討(自分の解答の点検)(2時間)					
その他	① 復習の欄にある「専門用語の定着」とは、授業中に説明された専門用語について、その内容を自分自身の言葉で説明できるようになることを意味しています。具体的な場面を挙げて、トラブル解決のための制度の説明ができるようになることが必要です。 ② Google Classroom、Googleフォーム、Gメールといったシステムを活用して授業運営を行います。					